

沼田市新庁舎オフィス環境整備設計業務委託プロポーザル実施要項

1 趣旨

この要項は、沼田市新庁舎オフィス環境整備設計業務の受託者を、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から「公募型プロポーザル」により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 概要

(1) 業務の名称

沼田市新庁舎オフィス環境整備設計業務

(2) 業務内容

沼田市新庁舎オフィス環境整備設計業務委託仕様書による。

(3) 業務履行期間

契約締結日から平成29年3月31日まで

(4) 業務委託料の上限額

2,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格要件

本手続に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 沼田市競争入札参加資格者名簿の「物品・役務」に登録がある者
- (3) 沼田市の工事等請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成9年告示第26号）による指名停止期間中でない者
- (4) 審査の日前6箇月以内に手形又は小切手の不渡りを出していないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）。
- (6) 沼田市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- (7) 沼田市税の滞納がないこと。
- (8) 平成18年4月以降に、同種又は類似の業務を元請として受託し、完了した実績を有すること。なお、関係会社を元請とした実績は、含まないものとする。
- (9) 本店又は契約権限を有する支店を群馬県内に有していること。

4 参加に係る必要書類の提出

本手続に参加する場合は、前記「3 参加資格要件」を満たしていることを確認の上、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加申請書【様式第1号】

イ 会社概要 【任意様式】

ウ 業務実績書 【任意様式】 ※同種又は類似業務の実績

(2) 提出部数

1 部

(3) 提出期限

平成28年6月17日（金）午後5時

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。

持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

郵送の場合は、配達記録郵便によるものとし、6月17日（金）午後5時必着とする。

(5) 提出先

沼田市経済部グリーンベル21活用推進課

〒378-8501 沼田市西倉内町780番地

5 質問

質問がある場合は、次のとおり提出すること。なお、質問書を提出できる者は、プロポーザル参加申請書の提出者に限る。

(1) 提出書類

質問書【様式第2号】

(2) 提出方法

質問書を添付した電子メールにて提出すること。

(3) 受付期間

公募開始の日から平成28年6月20日（月）午後5時まで

(4) 回答方法

6月23日（木）午後5時までに、全ての参加者に対して、電子メールにより回答する。

6 企画提案書等の提出

次の書類を提出すること。なお、期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなす。

(1) 提出書類

ア 企画提案書【任意様式】

- ・提案内容は、任意とする
- ・用紙は、A4判、横書き、文字サイズ10ポイント以上とする
- ・提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔に分かりやすく記述し、意思表示は明確にする
- ・資料は、必要最低限に留める
- ・提出できる企画提案書は、1者につき一つ限りとする
- ・企画提案書提出後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない

※次の事項に重点をおいて企画提案書を作成すること。

- ・業務の実施方針
- ・実施スケジュール
- ・レイアウト計画の諸元となる現庁舎の実態調査の手法について
- ・既存文書量の調査、分析の手法について
- ・効率的な業務遂行に寄与する提案者の優位性、独自性について

イ 見積書（税抜き）【任意様式】

(2) 提出部数

5部

(3) 提出期限

平成28年6月29日（水）午後5時

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。

持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

郵送の場合は、配達記録郵便によるものとし、6月29日（水）午後5時必着とする。

(5) 提出先

沼田市経済部グリーンベル21活用推進課

〒378-8501 沼田市西倉内町780番地

7 プレゼンテーション及び質疑

(1) 日時

平成28年7月1日（金）午後 【予定】※詳細は、後日該当者に連絡する。

(2) 場所

沼田市役所第二会議室（北庁舎3階）【予定】※詳細は、後日該当者に連絡する。

(3) 出席者

3名以内

(4) 発表時間

発表時間30分以内 質疑応答10分程度

※プロジェクターとスクリーンは、市が用意する。パソコンその他説明に必要なものがある場合は、各自で用意すること。

8 選定方法等

(1) 選定

合計点数の最も高い者を契約予定者として選定する。

(2) 結果通知

選定結果は、速やかに文書で通知する。

(3) その他

選定結果に対する異議申立ては受け付けない。

9 失格要件

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 参加資格要件を満たさなくなった場合

(2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合

(3) 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続を通じて著しく信義に反する行為があり、市が失格と認めた場合

(4) 契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

10 辞退

参加申請書提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式第3号）を提出すること。

11 その他

(1) 企画提案等に係る全ての経費は、参加者の負担とする。

(2) 市は、提出された関係書類等は、返却しない。

(3) 提出された企画提案書等の著作権は、各参加者に帰属するものとし、市は、提出された関係書類を、当該審査以外に使用しない。